

# 不妊治療について

令和4年3月25日（金）

厚生労働省

子ども家庭局母子保健課  
保険局医療課（保険適用部分のみ）

# 不妊に悩む方への特定治療支援事業の拡充について

令和2年度第三次補正  
予算：370億円

## 目的

出産を希望する世帯を広く支援するため、不妊治療の保険適用を検討し、保険適用までの間は、現行の助成措置を大幅に拡充することとしている。今般、可能な限り早期にその拡充を図るため、第三次補正予算により実施するもの。  
令和3年1月から3月の拡充分及び令和3年度12ヶ月分（計15ヶ月分）について、第三次補正予算に計上。

## 事業の概要

- 要旨 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成
- 対象治療法 体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）
- 対象者 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された夫婦（治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦）
- 給付の内容
  - ① 1回**30**万円  
※凍結胚移植（採卵を伴わないもの）及び採卵したが卵が得られない等のため中止したものについては、1回**10**万円  
通算回数は、初めて助成を受けた際の治療期間初日における妻の年齢が、40歳未満であるときは通算6回まで、40歳以上43歳未満であるときは通算3回まで助成（**1子ごと**）
  - ②男性不妊治療を行った場合は**30**万円 ※精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術
- 拡充の適用 令和3年1月1日以降に終了した治療を対象

### 拡充前

- ✓ 所得制限：730万円未満（夫婦合算の所得）
- ✓ 助成額：1回15万円（初回のみ30万円）
- ✓ 助成回数：生涯で通算6回まで（40歳以上43歳未満は3回）
- ✓ 対象年齢：妻の年齢が43歳未満

### 拡充後

- ✓ 所得制限：撤廃
- ✓ 助成額：1回**30**万円
- ✓ 助成回数：**1子ごと** 6回まで（40歳以上43歳未満は3回）
- ✓ 対象年齢：変更せず

- 指定医療機関 事業実施主体において医療機関を指定
- 実施主体 都道府県、指定都市、中核市
- 補助率等 1/2（負担割合：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2）、安心こども基金を活用

※ 原則、法律婚の夫婦を対象とするが、生まれてくる子の福祉に配慮しながら、事実婚関係にある者も対象とする。

# 不妊治療の保険適用の円滑な移行に向けた支援

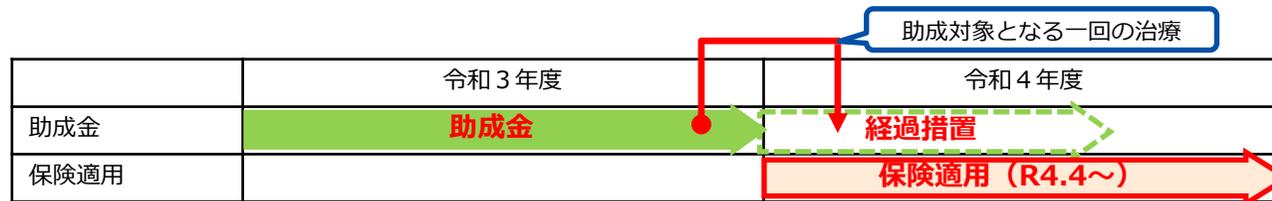
令和3年度補正予算：67億円

## 目的

令和4年度からの不妊治療の保険適用の円滑な実施に向け、移行期の治療計画に支障が生じないように、経過措置等を講じる。

## 円滑な移行に向けた支援

1. 移行期の治療計画に支障が生じないように、年度をまたぐ一回の治療について、経過措置として助成金の対象とする。



・ 実施主体：都道府県、指定都市、中核市（負担割合：国1/2、都道府県等1/2）

2. 現行の助成が円滑に行われるよう、予算額が不足する自治体に対しては、不足分を措置する。

## 参考（現在の事業概要）

- 要旨 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成
- 対象治療法 体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）
- 対象者 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された夫婦（治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦）
- 給付の内容
  - ① 1回30万円
    - ※凍結胚移植（採卵を伴わないもの）及び採卵したが卵が得られない等のため中止したものについては、1回10万円
    - 通算回数は、初めて助成を受けた際の治療期間初日における妻の年齢が、40歳未満であるときは通算6回まで、40歳以上43歳未満であるときは通算3回まで助成（1子ごと）
  - ② 男性不妊治療を行った場合は30万円 ※精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術
- 指定医療機関 事業実施主体において医療機関を指定
- 実施主体 都道府県、指定都市、中核市
- 補助率等 1/2（負担割合：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2）、安心子ども基金を活用

# (参考) 不妊に悩む方への特定治療支援事業 治療ステージ

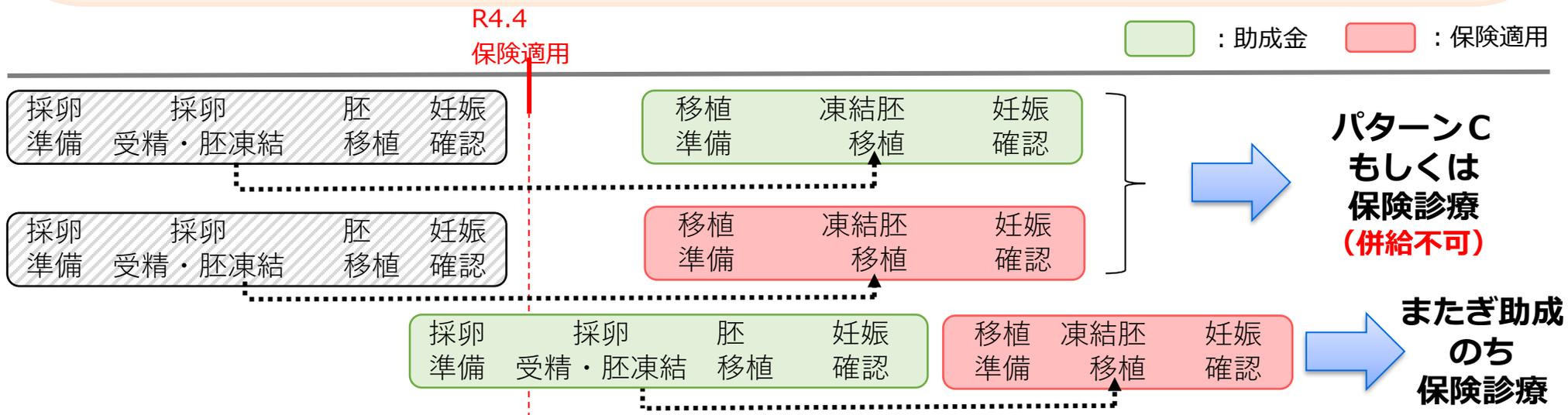
| 治療内容   | 採卵まで                                      |                            |    | 採精(夫) | 受精<br>(前培養・媒精(顕微授精)・培養) | 胚移植   |         |     |                        |     |         | 助成対象範囲<br><br>(胚移植のおおむね2週間後) |
|--------|---|----------------------------|----|-------|-------------------------|-------|---------|-----|------------------------|-----|---------|------------------------------|
|        | (自然周期で行う場合もあり)<br>薬品投与(点鼻薬)               | (自然周期で行う場合もあり)<br>薬品投与(注射) | 採卵 |       |                         | 新鮮胚移植 |         | 胚凍結 | 凍結胚移植                  |     |         |                              |
|        |   |                            |    |       |                         | 胚移植   | 黄体期補充療法 |     | (自然周期で行う場合もあり)<br>薬品投与 | 胚移植 | 黄体期補充療法 |                              |
| 平均所要日数 | 14日                                       | 10日                        | 1日 | 1日    | 2~5日                    | 1日    | 10日     |     | 7~10日                  | 1日  | 10日     | 1日                           |
| A      | 新鮮胚移植を実施                                  |                            |    |       |                         |       |         |     |                        |     |         |                              |
| B      | 凍結胚移植を実施*                                 |                            |    |       |                         |       |         |     |                        |     |         |                              |
| C      | 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施                       |                            |    |       |                         |       |         |     |                        |     |         |                              |
| D      | 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了                     |                            |    |       |                         |       |         |     |                        |     |         |                              |
| E      | 受精できず<br>または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止 |                            |    |       |                         |       |         |     |                        |     |         |                              |
| F      | 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止           |                            |    |       |                         |       |         |     |                        |     |         |                              |
| G      | 卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止                      |                            |    |       |                         |       |         |     |                        |     |         | 対象外                          |
| H      | 採卵準備中、体調不良等により治療中止                        |                            |    |       |                         |       |         |     |                        |     |         | 対象外                          |

\* B: 採卵・受精後、1~3周期程度の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。

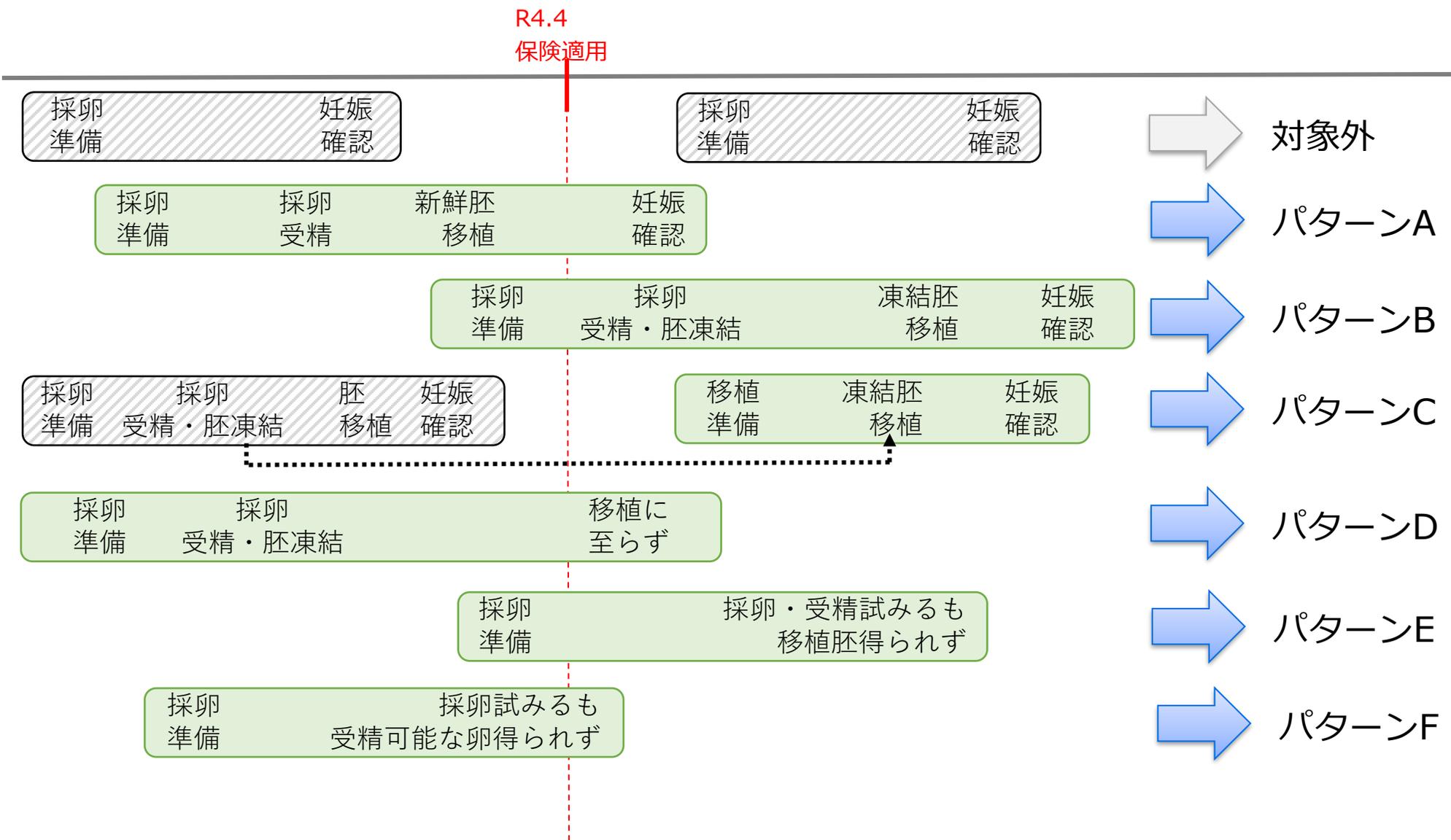
\* 採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象となります。

# 自由診療で凍結した胚を用いて、保険診療が可能な場合があります

- ・ 保険診療で行われる胚移植で用いる胚は、原則保険診療において採取した卵子及び精子を用いて作成されたものでなければならない。
- ・ 以下の条件を満たす場合は、令和3年度以前に凍結した胚を用いて保険診療を行うことが可能である。
  - 令和4年度以降の治療計画を作成し、生殖補助医療管理料を算定すること
  - 助成事業の指定医療機関である又は日本産科婦人科学会の体外受精・胚移植に関する登録施設である医療機関で作成・保存されたもの、又はそれと同様の水準で作成・保存されたものであること
  - 保険診療への移行について、患者に同意を得ていること
  - 令和4年度以降に実施される治療費用について、令和3年度以前に徴収していないこと
- ・ 年度をまたぐ治療に係る助成を受けた場合は、令和4年度以降に自由診療で凍結した胚であっても上記と同様の条件を満たす場合は、保険診療を行うことが可能である。



# 年度をまたぐ治療に対する助成金の対象は？



※「1回の治療」とは、採卵準備のための「薬品投与」の開始等から、「妊娠の確認」等に至るまでの特定不妊治療の実施の一連の過程。

## 年度をまたぐ治療に対する助成金Q&A

**Q1** 保険適用前に不妊治療で凍結保存した胚を用いて、同年4月1日以降に移植準備のための「薬品投与」の開始する治療ステージBについては、助成事業の対象として良いか？

A1 良い。

**Q2** 保険適用前に不妊治療で凍結保存した胚を用いて、同年4月1日以降に移植準備のための「薬品投与」の開始する治療ステージCについては、助成事業の対象として良いか？

A2 良い。なお、ステージCの治療については、保険給付の対象となる場合もあり、保険給付を受けた場合は、本事業は対象外となる。

**Q3** 令和2年度以前に開始した治療や、令和5年度以降に終了する治療についても、助成対象としてよいか？

A3 令和2年度以前に開始した治療についても、要綱の助成要件を満たす場合は助成の対象となる。また、令和3年度以前に開始し、かつ、令和4年度中に終了しなかった治療については、令和5年3月31日までの治療を助成対象とする。

**Q4** 令和3年度末に指定医療機関の指定期間が終了する場合、令和4年度に改めて指定を行う必要があるのか。

A4 令和4年度も助成事業を実施する場合、現行の施設基準相当の運用が確認できる場合（例：前年度の指定の指定基準から変更がない旨を書面で確認する、生殖補助医療管理料の施設基準の届出がなされている等）については改めて指定する必要はなく、指定されているものとして取り扱うことも可能。

# 年度をまたぐ治療に対する助成金Q&A

**Q5 女性の治療開始日が令和3年度以前であった場合、男性不妊治療の開始が令和4年度であっても、男女ともに助成の対象としてよいか？**

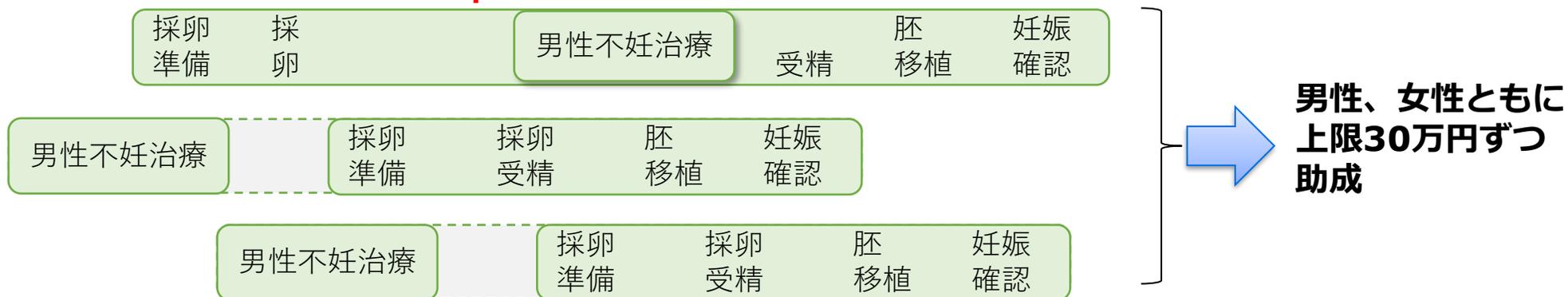
A5 良い。

**Q6 男性不妊治療のみ令和3年度に始めた場合、女性の不妊治療についても助成の対象となるのか？**

A6 主治医の方針に基づき、採卵前に男性不妊治療を開始した場合、女性の治療開始が令和4年度に入ったのちであったとしても、助成金の支給に係る女性の治療開始日についても男性不妊治療の開始日とみなして、保険給付を受けていない場合においては助成の対象として差し支えない。

R4.4  
保険適用

※保険給付についての詳細は  
[「疑義解釈資料 医科診療報酬点数表関係（不妊治療）問53（P82）」](#)を参照



## (参考) 不妊治療の保険適用に対するQ&A

### **Q1 どの医療機関で保険診療を受けることができるか？**

A1 助成金の指定医療機関であれば保険診療の施設基準を満たす経過措置がある(令和4年9月30日まで)。各医療機関が地方厚生局に届出を行うことになるので、かかりつけの医療機関又はお近くの医療機関にご確認の上、受診されたい。

### **Q2 保険適用で実施できる胚移植の回数は、助成金の支給実績が含まれるか？**

A2 保険診療における胚移植の回数制限は、保険診療下で行った胚移植の回数のみをカウントするため、過去の治療実績や助成金利用実績は加味されない。 ※採卵に回数制限は設けられていない。

### **Q3 4月に43歳の誕生日を迎えますが、準備が間に合わず43歳未満で受診できなかった場合には、保険診療を受けることはできないのか？**

A3 施行当初は医療機関側の準備が整っていないことも想定されるため、令和4年4月2日から同年9月30日までの間に43歳の誕生日を迎える方については、43歳になってからでも、同期間中に治療を開始した場合は、1回の治療(採卵～胚移植までの一連の治療)に限り保険診療を受けることが可能である。

### **Q4 4月に40歳の誕生日を迎えますが、準備が間に合わず40歳未満で受診できなかった場合には、回数制限の上限は通算3回となってしまうのでしょうか？**

A4 施行当初は医療機関側の準備が整っていないことも想定されるため、令和4年4月2日から同年9月30日までの間に40歳の誕生日を迎える方については、40歳になってからでも、同期間中に治療を開始した場合は、回数制限の上限は通算6回となる。